

パブリックコメントで提出された意見と豊田市の考え方

案件名「(仮称) 豊田市いじめ防止条例」

1 提出された意見の集計

提出数 8通 (郵便 0通、FAX 0通、E-mail 7通、直接持参等 1通)

2 意見の内訳

総数 8通。のべ 35件 の意見等がありました。

3 「(仮称) 豊田市いじめ防止条例」に関する意見等と市の考え

No	意見等の概要	件数	市の考え
1	子どもの意見や子どもの権利相談室の助言を条例に反映すべきである。	3	条例の策定にあたり、子どもの意見や人権の観点など幅広い視点での検討が重要だと考えています。子どもの意見については、子どもワークショップでいじめに対する子どもの意見聴取を行いました。また、条例制定委員会の委員には豊田市子どもの権利擁護委員を含め、条文案の検討を進めています。
2	保護者の定義がないが、保護者はどこまでの範囲なのか。	1	親権を有する者及び親権者でなくても子を保護する者が保護者の範囲です。第2条に定義しなかったのは、様々な形で子を保護する方がいることに配慮したからです。
3	「インターネットを通じて行われるいじめも含む」と明記すべきと考える。	1	第2条に、(インターネットを通じて行われるものを含む。)と定義しています。
4	大人のいじめは範囲外であれば、名称を「子どものいじめ防止条例」とすべきではないか。	1	大人のいじめは範囲外です。ただし、子どもは大人の姿を見て学びます。大人が、日頃から子どものよき手本となることはいじめ防止のために重要だと考えています。また、大人についても、それぞれの立場により責務や役割を規定しています。市全体でいじめ防止に取り組むため、「豊田市いじめ防止条例」としました。
5	いじめを暴力、暴行、傷害等の犯罪行為と同等に位置付け、いじめは絶対ダメなこと、やってはいけないことと思ってもらう。	2	いじめの定義は、いじめ防止対策推進法に則した規定としています。

6	基本理念に、いじめは人権侵害であると明記すべきだと思う。	4	「(仮称)豊田市いじめ防止条例」は、子どもをいじめから守るために、市全体でいじめ防止の取組を積極的に行うことを目指しています。子どもが安心して生きる権利は、「豊田市子ども条例」に引き続き規定します。人権と取組の両輪で子どもの安心を守ることを考えています。
7	責務規定、役割規定についても、人権を守ること、尊重し合うことの記述がほしい。	1	6と同じ。
8	教育委員会も責務を負うべきである。教育委員会の責務を規定すべきではないか。	1	教育委員会も市の行政の一部であり、責務を負うべきだと考えています。この条例では、「市の責務」として第4条に規定しています。
9	学校や市が、保護者や子どもに対して、この条例に基づく施策を周知する責務を負うべきである。	1	第10条のとおり、条例の周知も含め施策を総合的に推進します。
10	教育委員会として、人権教育を進めていくべきではないか。	1	道徳科の授業や人権週間の取組等を通して人権教育を実施しており、引き続き実施していきます。こども・若者政策課と連携し、現在、学校では小・中学生向け権利学習プログラムを全小学校の1・3・5年生及び全中学校2年生で実施しています。
11	学校の責務に、教職員が子どもの良き手本となるよう努める、いじめを見つけたときにすぐに連絡・相談するよう努めるなど、条例に詳細に盛り込むことを希望する。	2	学校や教職員による環境づくりや連絡・相談等は、第5条の「学校全体でいじめの防止や早期発見に取り組む」に含めています。具体的な取組は、市や各学校が定める「いじめ防止基本方針」に盛り込んでいきます。
12	学校の責務に、いじめを受けた子どものケアについても規定した方がよい。	1	学校では、いじめの対応をした後に、見守りや声かけ等の支援をしています。いじめの対応後の支援については、「豊田市いじめ防止基本方針」に規定します。
13	子どもの役割が果たせなかったときは、子どもの落ち度になるのか。対応する力を育てるために、人権を学ぶことを明記すべきと考える。	1	子どもの役割を果たせなかった場合に、落ち度として捉えるのではなく、役割を果たせるように、子ども自身がいじめ防止やいじめに向き合う力を育てることが重要と考えます。人権教育や道徳科の授業など心を育む取組を進めます。

14	保護者の責務で、規範意識や思いやる心を育てるではなく、親子で人権について学びを積み重ねていくことが今の時代に沿うと考える。人権を学ぶことを明記すべきと考える。	1	親子で人権を学ぶことについては、豊田市子ども条例に明記してあります。これに基づき、市として権利学習プログラムを引き続き実施していきます。
15	いじめの対応について行政が主体的に介入するという姿勢がほしい。第5条から第9条について、情報提供先に豊田市の明記を求める。	1	学校でのいじめの対応は、法やガイドラインに則った対応を行います。その対応の中で、市は情報共有を図りながら、学校、保護者、子ども、地域住民、事業者を支援していきます。
16	地域住民や事業者が役割を果たせるか心配である。どこまで役割を求めるか。	1	地域住民の役割には子どもが健全に過ごせる環境づくりやいじめ防止の取組への協力を、事業者の役割には子どもが健やかに成長できる環境づくりやいじめ防止・早期発見の取組、いじめの対処に努めることを規定しています。市が事業者向けに条例の周知、いじめ対応の資料提供や研修を行います。
17	関係者の連携について、警察への連絡と対応、子どもの権利相談室の助言を加えてほしい。	3	警察への連絡と対応、子どもの権利相談室との連携については、豊田市いじめ防止基本方針に引き続き規定します。
18	第13条から第15条の委員を教育委員会が選ぶとなっている。公平性や信頼性を高めるために、教育委員会以外の者も関わった方がよいのではないか。	4	第13条から第15条の会議体については、地方自治法に基づく教育委員会の附属機関であることから、教育委員会が選びます。
19	調査委員会による調査の結果に疑義がある時は、市民が再調査を求めることができるようにすべきではないか。	1	いじめ防止対策推進法に規定のとおり、市長が必要であると認めたときに行います。
20	学校の対応や委員会の内容について情報公開の記述を入れてください。	1	情報公開については、豊田市情報公開条例に則した運用をしていきます。
21	いじめが起きた場合の被害者の尊重について、別室登校や転校等を規定すべき。	3	条例は、いじめ防止に関する基本理念を定めたものであるため、いじめに対する措置は規定せず、いじめ防止対策推進法の規定に即した運用をしていきます。